

鈴鹿市こども条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市条例第3号

鈴鹿市こども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの大切な権利（第4条）

第3章 責務及び役割（第5条—第9条）

第4章 基本的施策（第10条—第16条）

第5章 施策の推進（第17条・第18条）

第6章 雑則（第19条）

附則

こどもは、一人ひとりが今を生きるかけがえのない存在です。

こどもは、一人ひとりが無限の可能性に満ちた存在です。

そして、こどもは、生まれながらに権利の主体として尊重されるべき存在です。

全てのこどもには、人種、国籍、性別、心身の障がいなどにかかわらず、いかなる差別も受けることなく、幸せに生き、健やかに育ち、学び、暴力や不当な扱いから守られ、自由に意見を表明し、多様な活動に参加する権利が保障されなければなりません。

しかし、現実には、いじめや差別、虐待、貧困など、困難な状況の中で苦しんでいるこどもがいます。こどもは、自分らしく安心して過ごすことができる場所や時間を必要とし、そして、自らの思いや意見が十分に尊重されることを求めています。

私たちは、こどもの声を聴き、こどもの困難を取り除き、こどもが安心して健やかに育つことができる環境をつくります。そして、こどもが自らを大切に思い、人を大切に思う心を育み、こども自身が自分たちの権利について知り、考え、意見を表明し、参加することができる社会を築いていきます。

ここに、私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、こどもの権利を守り、その健やかな育ちを社会全体で支え合うことにより、将来にわたって、こどもたちが夢と希望を持ち、自らの可能性を最大限に発揮し、地域の一員として共に育つことができる鈴鹿市を目指し、この条例を制定します。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、こどもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、こどもの大切な権利、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者（以下「保護者等」といいます。）の役割を明らかにするとともに、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの権利を守るとともに、こどもの健やかな育ちを支援し、もって全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （１） こども １８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- （２） 保護者 親及び親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- （３） 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除きます。）をいいます。
- （４） 育ち学ぶ施設 市内に所在する児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校その他のこどもが育ち、学ぶことを目的とする施設をいいます。

（基本理念）

第３条 こどもの健やかな育ちの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- （１） こどもが差別を受けることなく、権利の主体として尊重されること。
- （２） こどもに関することを決める場合は、こどもの意見が尊重され、その最善の

利益が優先して考慮されること。

(3) こどもが適切に養育され、生活が保障され、自分らしく生き、自らの可能性を伸ばして健やかに育つことができること。

(4) こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、自らに関わる事項について意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること。

(5) こども及びその保護者が必要な支援を受け、家庭や子育てに夢を持ち、その喜びを実感することができる環境を整備すること。

(6) 市及び保護者等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力することにより、社会全体でこどもの健やかな育ちを支えること。

第2章 こどもの大切な権利

第4条 児童の権利に関する条約に掲げるこどもの権利のうち次のものは、特に大切なものとして保障されなければなりません。

(1) 差別されない権利

(2) 安心して生き、自分らしく育つ権利

(3) 自分の意見を表明し、社会に参加する権利

(4) あらゆる暴力から守られる権利

(5) 必要な医療等を受ける権利

(6) 社会保障を受ける権利

(7) 教育を受ける権利

(8) 休み、遊ぶ権利

第3章 責務及び役割

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、国及び他の地方公共団体と連携し、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとします。

2 市は、こどもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、保護者等と協働し、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとします。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものとして、基本理念にのっとり、必要な支援を受けながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) こどもの権利を守り、その年齢及び発達に応じた養育を行うこと。
- (2) こどもが自分を大切にできる気持ちや育み、豊かな人間性及び社会性、基本的な生活習慣等を習得することができるよう、家庭の環境づくりを行うこと。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) 社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることについて理解を深めること。
- (2) こどもが安全で安心して生活し、かつ、保護者が子育てしやすい地域の環境づくりに努めるとともに、こどもが地域の活動に参加することができる機会を提供すること。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第8条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) こどもがその年齢及び発達に応じて、主体的に育ち、及び学ぶことができるよう必要な支援を行うこと。
- (2) こどもがその権利を学び、及び理解するとともに、自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) こどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して育ち、及び学ぶことができる環境づくりを行うこと。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が安心して仕事と子育てとを両立することができるよう職場の環境づくりに努めるとともに、地域におけるこどもの健やかな育ちのための取組に協力するよう努めるものとします。

第4章 基本的施策

(こどもの意見表明及び社会参加の促進)

第10条 市は、こどもが社会の一員としてその意見を表明し、社会に参加する機会

を設けるものとします。

- 2 市は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するため、こどもの意見を尊重し、その主体的な活動を支援するものとします。
- 3 市は、こどもに関する施策について、こどもが理解を深め、その意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の提供を行うものとします。

(切れ目のない支援)

第11条 市は、市民が安心してこどもを産み育てることができ、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育て並びにこどもの育ちにおける様々な段階に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てをし、及びその役割を果たすことができるよう、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子育て家庭に対し、それぞれの家庭の環境や状況に応じ、必要な支援を行うものとします。

(こどもの状況に応じた支援)

第13条 市は、保護者等と連携し、こどもに対する虐待、いじめ及び体罰の未然防止及び早期発見に努めるものとします。

- 2 市は、保護者等と連携し、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決に努めるものとします。
- 3 市は、保護者等と連携し、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、経済的に困難な事情にある家庭のこどもその他の困難な問題を抱えるこどもの把握に努めるものとします。
- 4 市は、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対し、そのこどもの状況に応じ、必要な支援を行うものとします。

(こどもの居場所づくり)

第14条 市は、次に掲げるこどもの居場所を確保するものとします。

- (1) こどもが自分らしく安心して過ごすことができる場
- (2) こどもが安心して休息し、遊び、学び、及び活動することができる場
- (3) こどもが安心して集い、他のこども及び市民と交流することができる場

(こどもの安全及び安心を守る取組の推進)

第15条 市は、こどもが健やかに育ち、安全で安心して生活することができるよう、こどもを犯罪、事故、災害その他の危害から守る取組を推進するものとします。

(相談体制の充実等)

第16条 市は、こども及びその家族が安心して相談することができるよう、こどもに関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、速やかに相談に対応し、こども及びその家族に対し必要な支援を行うものとします。

2 市は、こどもに関する相談をすることができる市及び関係機関の相談窓口の周知を図るものとします。

第5章 施策の推進

(計画の策定等)

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「計画」といいます。）を定めるものとします。

2 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとします。

(広報及び啓発)

第18条 市は、この条例及びこどもに関する施策について、こども及び保護者等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとします。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。